平成26年9月18日 規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、坂東市菅生沼の自然景観保全条例(平成26年坂東市条例第20号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自然景観保全区域の指定の告示)

- 第2条 条例第5条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 自然景観保全区域の名称
 - (2) 自然景観保全区域に指定しようとする土地の区域

(自然景観保全区域の指定の取消しの告示)

- 第3条 条例第6条第2項において準用する条例第5条第3項の規定による告示は、次に 掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 自然景観保全区域の名称
 - (2) 自然景観保全区域の指定を取り消そうとする土地の区域

(所有地の軽易な管理行為)

- 第4条 条例第7条第4項第1号に規定する所有地の軽易な管理行為とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 法令の規定又は保安の目的のため広告物を設置すること。
 - (2) 指導標、案内板、解説板等を設置すること。
 - (3) 森林病害虫等の防除のための行為
 - (4) 土地の形質を変更するおそれのない範囲内で、所有地を管理する行為
 - (5) その他市長が別に指定する行為

(自然景観保全区域における行為の許可)

- 第5条 条例第7条の規定による許可の申請は、菅生沼の自然景観保全区域内事業許可(変更)申請書(様式第1号)を市長に提出して行うものとする。申請した内容を変更するときも、同様とする。
- 2 前項に規定する許可申請書は、他の法令に基づく手続を行う20日前までに提出しな ければならない。
- 3 第1項の申請に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに菅生沼の自然景観

保全区域内事業完了(中止)報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第9条第1項に規定する職員は、同条第2項の規定により、身分証明書(様式第3号)を携帯するものとする。

(自然景観保全区域における行為の協議)

- 第7条 条例第10条の規定による協議は、任意の様式を市長に提出して行うものとする。 (その他)
- 第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

菅生沼の自然景観保全区域内事業許可(変更)申請書

年 月 日

坂東市長 様

申請者 住 所 氏 名

 $T \to L$

坂東市菅生沼の自然景観保全条例第7条の規定により、自然景観保全区域内において 次の行為をしたいので、許可の申請をします。

行	為	0	場	所	番地										
所	有	者	氏	名											
地				目											
行	為	Ø	内	容											
エ	事	施	I	者	住氏T	Е	所 名 L			()			
工事の着手及び完了の					着		手				年		月	目	
予	定	年	月	日	完		了				年		月	月	
備				考											

※その他 工事図面等を添付のこと。

様式第2号(第5条関係)

菅生沼の自然景観保全区域内事業完了(中止)報告書

年 月 日

坂東市長 様

住 所

氏 名

 $T \to L$

次の行為について、完了(中止)したので報告します。

許	可		番	号								
行	為	の	場	所					i	番地		
行	為	Ø	内	容								
工	事	施	工	者	Е	所 名 L		()			
完 (了 中 止	年年	月 月 日	日)				年		月	日	
備				考								

※その他 工事写真(施工前、施工後)を添付のこと。

第 号

身分証明書

職氏名

上記の者は、坂東市菅生沼の自然景観保全条例第9条に規定する立入調査 を行う者であることを証明する。

年 月 日

坂東市長

印

(裏)

坂東市菅生沼の自然景観保全条例 (抜粋)

- 第9条 市長は、必要があると認めるときは、関係職員を実地に立ち入らせ、 その状況を調査することができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。